

平成

二十九年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第五号)

平成二十九年六月二十六日(月曜日)

議事日程(第五号)

平成二十九年六月二十六日 午前十時開議

第一 議第三十一号 五條市立学校設置条例の一部改正について

議第三十三号 五條市教職員住宅条例の廃止について

議第三十四号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 発議第二号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について

第三 発議第三号 五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議について

本日の会議に付した事件

日程第一、総務文教常任委員会委員長報告まで

出席議員(十二名)

一番	養
二番	平
三番	牧
四番	宗
	部
	野
	岡
	田
	全
	清
	雅
	康
	一
	司
	康
	寛

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太
副市長	樫
教育長	堀
理事	山
技監	八
市長公室長	辻
総務部長	和
危機管理監	山
すこやか市民部長	竹
あんしん福祉部長	稲

市長	好
副市長	成
教育長	伸
理事	和
技監	田
市長公室長	田
総務部長	田
危機管理監	剛
すこやか市民部長	修
あんしん福祉部長	勝

市長	紀
副市長	吉
教育長	起
理事	宏
技監	護
市長公室長	友
総務部長	明
危機管理監	二
すこやか市民部長	治
あんしん福祉部長	美

十二番	大	谷	龍	雄
十一番	益	田	吉	博
十番	吉	田	雅	範
九番	山	口	耕	司
八番	福	塚		実
七番	岩	本		孝
六番	窪		佳	秀
五番	吉	田		正

事務局職員出席者

午前十時開会

○議長（吉田 正）ただいまから、去る二十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

事務局長	井上昭
事務局次長	平田耕
事務局係長	松井和
事務局主任	森川義彦
速記者	柳ヶ瀬田巳筒口
	五佳大昭慎
	美子輔則一
産業環境部長	井上昭
都市整備部長	平田耕
教育部長	松井和
西吉野支所長	森川義彦
大塔支所長	泉谷進
水道局長	松本武士
会計管理者	松本智美
秘書課長	中本賢二
企画政策課長	西本久美
財政課長	西本久美
土地開発公社事務局長	上田幸則

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）初めに日程第一、議第三十一号、議第三十三号及び議第三十四号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会牧野雅一委員長。

〔総務文教常任委員長 牧野雅一登壇〕

○総務文教常任委員長（牧野雅一）ただいま議題となりました、議第三十一号、議第三十三号及び議第三十四号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、六月十三日の本会議において当委員会に付託され、十四日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十一号 五條市立学校設置条例の一部改正については、現在、休校となっている五條市立大深小学校及び五條市立大塔小学校・大塔中学校を廃止しようとするもので、いずれも校区内の児童・生徒数が増える見込みが立たないことから廃止し、大塔小・中学校については、施設を有効活用して地域の活性化につなげようとするもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から大塔小・中学校建築に係る残債についてただしたのに対し、残債は一億三千三百万円との答弁があり、廃校後も償還年限である平成四十一年度まで引き続き償還をしていく必要があるとの説明がありました。また、残債がある中で地域への貸付・運営等ができるのかただしたのに対し、「補助金の適正化に関する法律に基づき、無償での賃貸借契約は可能」との答弁がありました。また、大深小学校については休校から十四年間も経過しているがなぜもっと早く有効活用を考えなかったのかただしたのに対し、「休校当時は地域の避難所に指定されていたこと及び避難所指定がなくなった後も、築年数が相当古く耐震性能が低いことなどから、当該小学校については廃止するのみで有効活用は考えていない」との答弁がありました。このことに対し、委員からは建物を撤去して更地にすることで緊急時には近隣の避難地となり、テント設営地等の用途もあるので考慮してもらいたいとの意見がありました。また、大塔町から通学する生徒の人数をただしたのに対し、「小学生が四人、中

学生は零人」との答弁がありました。また西吉野小学校への通学の手段についてただしたのに対し、「スクールバス通学である」との答弁があり、委員から安心なスクールバスへの取組継続と廃校後の施設・敷地の有効活用を十分検討し、放置状態とならないようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議第三十三号 五條市教職員住宅条例の廃止については、大塔小・中学校に勤務する教職員用の住宅として設置されており、五條市教職員住宅を用途廃止するため、本条例を廃止するもので、大塔小・中学校の廃止に伴い当該教職員住宅も不要となるため、その用途を廃止するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、住宅の築年数と今後の活用についてただしたところ、「平成十六年七月の建築で現在築十二年であり、活用については大塔小・中学校と合わせた形での活用の模索を進めていきたい」との答弁がありました。また、住宅の現状についてただしたのに対し、「現在、教職員住宅についてはすぐに利用できる状態になっている」との答弁がありました。また、建築に係る借入の残債についてただしたのに対し、「大塔教職員住宅に係る起債償還は平成二十八年九月で完了しており、残債はない」との答弁がありました。また、教職員が入居していた当時の職員住宅の利用方法についてただしたのに対し、「教員から月額賃料の支払いを受けていたと聞いている」との答弁がありました。また委員から、廃校舎と教職員住宅一体での活用を模索するとは聞いているが、住宅の活用について、広域消防大塔分署や十津川分署勤務の職員が賃貸契約で入居できれば、大塔・十津川方面での災害発生時などには勤務地に近く、早期に対応できるものと考えるので、検討していただければ有り難いとの意見がありました。

次に議第三十四号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正でまず、歳入歳出予算の補正としては予算総額に歳入歳出それぞれ一億五千四百五十三万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百九十二億七千四百五十三万二千円とするもので、歳出予算の主な内容は、五條市制施行六十周年記念イベント事業費補助金七十万円、コミュニティ助成事業助成金二百五十万円、埋蔵文化財本発掘調査委託料一億一千七百四十一万円、鳥獣害防止対策材料費二千四百二十八万二千円、土木技術業務補助委託料八百万円、子供のための教育・保育施設型給付費百六十四万円の追加であり、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債で賄い、地方債の補正については、新庁舎整備事業及び市道整備事業を追加するもので、当局から説明を受けた次第であります。委員から、五條市制施行六十周年記念イベント事業費七十万円に係る事業の開催時期と詳しい内容をただしたのに対し、古式ゆかしい結婚式新町通り花嫁行列に対する補助金で秋頃開催するもので、本事業の実施主体である地域コミュニティサークルの総事業費八十万円に対し、七十万円を補助し、十万円については結婚式を挙げられる方の自己負担金であるとの答弁がありました。

次に、土木技術業務補助委託料八百万円について、委員から詳しい内容についてただしたのに対し、「本市の技術職員が昨年度に比較して二名減となっており、募集しても計画どおりの採用ができない中、奈良県の推奨する土木積算参考資料・運用編等や、土木事務所などで採られている委託の形を参考に算出した人員一名六箇月分の委託料であり、仕様書にうたう資格等を有するコンサルタント会社に入札して発注するものである」との答弁がありました。また委員から、費用が民間に比べて法外に高すぎるとただしたのに対し、「土木技術業務補助ということで、測量、設計業務など従来委託に出していた部分についても技術的なノウハウを持つ人員がおればすぐに設計対応できるなどの利点がありその点も加味している」との答弁があったのに対し、委員からは、今まで委託に出していた業務がこのコンサルタントによって月額でどの程度軽減されるのか試算しているかとただしたのに対し、「試算はしていないが、職員が行っている業務で工作物等について発注しているケースが多くあるのでその部分の技術面のプラス効果があると考えている」との答弁がありました。また、今回、五條市で初めて技術補助委託を導入するに当たり、半年後に報酬として委託料を支払うときに、従来よりどれだけ費用削減効果があったかを提示してもらいたいとただしたのに対し、「前年度と比較して発注量がどれくらい抑えられているかという数字は示せると考える」との答弁があり、委員から検証結果を見ることで、次の予算での判断材料になるので、よろしく願いますとの意見があった。

次に、鳥獣害防止対策材料費について、委員から地元負担率が高いのではとただしたのに対し、鳥獣害の防止柵を募集する段階では四五パーセントの地元負担率で募集しているが、要望者の取り下げ等が出てくれば実質の地元負担率は下がることになるとの答弁がありました。

次に、子供のための教育・保育施設型給付費について、市外の幼稚園に通う人数と今回の補正額に係る人数についてただしたのに対し、「現在市外に通う園児は四名で、今回一名分を追加したもの」との答弁があり、委員から市内の園児に係る給付費との違いの有無をただしたところ、「今回の補正は認定こども園に対する給付制度に基づく支払いで、本人に直接給付するものではないこと、また五條市内には認定こども園はなく、ばらつき・偏りは出ていないと認識している」との答弁がありました。

次に、埋蔵文化財本発掘調査委託料について、大変高額であるが、なぜこれほど多くの委託料が必要なのかとただしたのに対し、「三月の確認調査の結果を踏まえて、敷地を北側と南側とに分けて遺構残存率等を想定し、奈良県の埋蔵文化財の発掘調査経費の積算基準及び国土交通省の公共工事設計労務単価等に基づき積算したものである」との答弁がありました。委員から説明では判りにくいため図面の提示要請があり、当局から資料が配付された後、「土砂の大規模な掘削等に二週間程度の作業量と搬送作業及び細かい人間の手作業として四箇月程度で延べ人数で三千五百名を想定している」との答弁がありました。

委員から、五條高校跡地に埋蔵文化財があることを市は認識していたのかとただしたのに対し、「五條高校跡地が埋蔵文化財の包蔵地という登録はされておらず、過去に発見の事例がなかったので記録がなかったものと思われる」との答弁がありました。また、以前に阪合部小学校であった埋蔵文化財の発掘調査時の事業者負担の状況をただしたのに対し、「このときも事業者が全額負担したとなっている」との答弁があり、事業者に全額負担を求めることはどこに書いているのかとただしたのに対し、「埋蔵文化財の工事については、保存の観点から事業を行い、変更を加える事業者が費用を負担するという事になっており、今回の全額負担は県の教育委員会の指示である」との答弁がありました。また、発見された埋蔵文化財はいつごろのものかとただしたのに対し、「縄文時代の晩期から弥生時代また平安の各時代に渡る遺構及び遺物が発見された」との答弁がありました。また、委員から、試掘で遺構が発見された時点でなぜ議会に相談がなかったのか、議会に相談して共に歩んだらよいのでないか。約一億二千万円もの金額を補正する必要があるならなおさらであるとの意見がありました。また、今回再度試掘の現場を見たくても、既に埋め戻されているのはなぜかとただしたのに対し、「遺構を保存する意味で埋め戻した」との答弁がありました。また委員から埋蔵文化財の本発掘調査に係る教育委員会の基本的な考え方をただしたことへの答弁内容が、行政から独立した教育委員会の姿勢とは思えないとの意見がありました。直後に暫時休憩をはさみ、埋蔵文化財の発掘現場で現地視察を行いました。また、本発掘調査委託料一億一千七百四十一万円の県と市の負担の内訳をただしたのに対し、「県の負担分が三千七十五万二千元、市の負担分が八千六百六十五万八千元で、道路部分は市の負担となり、庁舎部分の県の負担割合は三二パーセント、市の負担分が六八パーセントとなっている」との答弁がありました。また、「県との交渉は県とまちづくりの包括協定を締結している関係上、財政支援ルールがあり、市負担の道路部分については交付税措置されない部分で四分の一の支援を別途受けることができ、庁舎部分については市と県の面積割合で負担するというルールになっている」との答弁がありました。また、委員からは県の所有地であり、県が調査費用を持つべきで、もっと粘り強く交渉すべきとの意見がありました。また、「県とのまちづくりの連携協定があり、県は多くの市町村と包括協定のある中で、五條市だけの優遇がしづらい中で、唯一他団体と異なる支援を要望し、当該五條高校跡地の購入費用について全体の三パーセントの実質損で済むような計画を新たに得た」との答弁がありました。また、今回の本発掘調査を五條市が行わなくてはならない法的根拠を再度ただしたのに対し、「文化財保護法と奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準と奈良県教育委員会の教育委員長通知があり、それに基づき実施するもの」との答弁がありました。また、試掘に掛かった費用と業者選定の方法をただしたのに対し、「契約金額は七百一十一万六千二百二十円で、発掘に必要な重機、人材の単価見積合わせで最も安い業者を選定した」との答弁があり、委員から今回の補正予算の執行方法をただしたのに対し、「本年度の役務登録業者

の発掘調査の業種で登録されている事業者に対し、本発掘調査の仕様書を提示した上で、調査に必要な重機、作業員、機材等の単価の入札を行い、単価契約を締結したい。また、今回の補正額は最大限の額であり、本発掘をしても単純で余り出てこない可能性ももちろんあり、その場合は期間も予算も少なくなることもあり得る」との答弁がありました。また、先の試掘で出てきたものの種類や文化財的な価値についてたどしたのに対し、「縄文時代後期のもの、約三千年くらい前のものから、奈良時代・平安時代に掛けてのものですが、現時点で大きな価値が見出せるかということは判断が難しく、極めて珍しいものが出てきたという事態ではない」との答弁がありました。また、発掘物の価値、判断は誰がするのかたまたしたのに対し、「県の教育委員会とともに判断していくことになる」との答弁がありました。

意見調整のため休憩後、私より新庁舎建設用地の発掘調査費については、六月二十日の新庁舎建設特別委員会での審議経緯を見た後、審査を行いたいと提案し、委員から異議はなく継続して審査することとなりました。

その後、賀名生分校魅力化事業の進捗について、当局から報告があり、委員から校舎の老朽化をただしたところ、問題なく使用できるレベルにあるとの答弁がありました。また、教育委員会と県とタイアップした事業で、良いことであるが整備が無駄とならないようしっかりと生徒を募集し、これに取り組む人員を確保して職員の負担とならないような体制をお願いしたいとの意見がありました。

以上で、十四日の審査は午後五時三十四分に終了しました。

二十一日午後十二時五十七分に審査を再開しました。冒頭に委員より前日に配付された市債残高と公債費推移の見込みについての資料の説明要請があり、当局より説明がありました。

市長から市債残高と公債費推移については市にとって大切なことであるが、本議案との関連性について疑問を呈する御指摘を受けました。次に、委員から土木技術業務補助委託料の八百万円について、再度、補正に至った経緯や人件費、経費の詳細をただしたところ、「技術職員が二十八年度に比較して二名減の四十七名となっているが、新庁舎周辺道路整備や南奈良総合医療センター、上野公園総合体育館までのアクセス道などの喫緊に必要な事務を推進するため、民間活力を導入し一名の技術員を確保するための費用であり、直接人件費三百六十三万七千七百四十円に二五パーセントの福利厚生相当分及び三五パーセントの一般管理費を加算した、七百四十六万円が労務価格であり消費税を含めた八百万円を計上したものと答弁がありました。また、二五パーセントの経費以外の三五パーセントの一般管理費についてただしたのに対し、「福利厚生費、退職積立金と会社の経費であり、この基準は奈良県の監修した土木工事積算参考資料運用編である」との答弁がありました。また、委員から高額なコンサルtant会社を使う前に課の退職者を含めたハローワーク等での人材確保に努めるべきではないかとただ

したのに対し、「工事費等の漏洩防止等の観点からも厳しい守秘義務を課さなければならぬことから一個人の募集にはリスクが高いと考え、コンサルタント会社ということを考えている」との答弁がありました。

次に、委員より埋蔵文化財の試掘で遺跡が発見されたが、新庁舎の建築面積が一万平方メートル以下でも本発掘調査が必要かとしたのに対し、「今回は一万平方メートル以上の開発計画があり、遺跡があるかないかの調査のため試掘を行い、遺跡があるという文化財包蔵地の登録がされたことで、新庁舎の建築場所及び建築面積にかかわらず、埋蔵文化財の調査が必要となる」との答弁がありました。また、敷地北側ではどの程度掘れば以前の建築物のコンクリート片等が出てくるのかただしたのに対し、「二〇から六〇センチ」との答弁があり、元の構造物のコンクリート片等構造物の撤去費用の予算を見ているかとただしたのに対し、「撤去費用は見えていない」との答弁がありました。また、「敷地内には五〇パーセントに遺構があるものと見ているが、上段ではこれまでに建築物等で多くが破壊されているため、遺構の残存率は二〇パーセント程度と見ている」と答弁がありました。また委員から二〇パーセントの残存率と想定している北側に建物を建てた場合、単価契約のため発掘調査費はかなり軽減できると考えてよいかとただしたのに対し、「御指摘のとおり、上の段での調査は手間が相当量軽減されると考えている」との答弁がありました。また、北側に庁舎を建てた場合、基礎工事が出るコンクリート片等の撤去費用や産業廃棄物の処分費はどうするのかとただしたのに対し、「敷地内の既存の工作物については奈良県の方で対応することになっている」との答弁がありました。

次に、委員から新庁舎建設基本計画において建設位置の変更等についての質問があり、当局よりその説明がなされましたが、市長から本議案との関連性について疑問を呈する御指摘を受けました。

当初の北側配置から変更して真ん中に庁舎を持つてくる、そして今また北側に戻すことを検討するなど当局は言うが、様々なやりとりや予算的なことでなく利便性から考えたら真ん中が一番ベストだとなぜ答弁できないのかとただしたのに対し、「新庁舎の計画のときのイメージ図は北側に建物、真ん中に駐車ゾーンとして示していたが、基本計画を進める中で、この基本計画自体がプロポーザル方式で決めており、建物を真ん中に配置することで敷地にも賑わい広場にも両面にも連続的な効果を保てるという利点から示したもので、災害時の自衛隊や支援助物の車両等が入ってくることも安全で、食料等の支援活動についてもスムーズであると判断して真ん中に配置した次第である」との答弁がありました。また委員から、遺跡、発掘等のこともあり、いろいろな意見が出て当然だが、北側に建物を移すという場合、工程的に間に合うのかとただしたのに対し、「基本設計を進めている段階であり、三月に契約が終わり関係機関と市の中の意見も得ながら現段階まできているので形が変わると当然今までの作業に手戻りが生じ、コンサルタントとは打合せを行うが、最大で三箇月以上掛かってくると思われ

るので、平成三十二年末の完成はかなり厳しくなると予測している。」との答弁がありました。また、埋蔵文化財の調査予定の面積の上段と下段そして道路部分及び全体面積をただしたのに対し、「庁舎部分の面積が五、四〇〇平方メートルで、そのうち上段が二、四〇〇平方メートル、下段が三、〇〇〇平方メートル。また市道の拡幅部分が上段と下段にまたがるが合計で一、〇六〇平方メートルである」との答弁がありました。また、委員から、昨日の当局との調整で北側の配置もできれば検討するということであったが、仮に北側に庁舎を持つて行けば、上段は二、四〇〇平方メートルの発掘だけで済むのか。道路は上段下段にまたがるので一、〇六〇平方メートルの発掘調査は仕方ないが、下の段に覆土をすれば上と下の段差がなくなり、駐車場又は賑わい広場にした場合、それは発掘しなくてよいのかただしたのに対し、「庁舎が全て上の段に移動し、下の段の上に盛り土などをして駐車場、賑わい広場とした場合は、上の段のみの発掘調査になると考える」との答弁がありました。また、道路部分の一、〇六〇平方メートルと上段の二、四〇〇平方メートルの合計面積であれば調査費用は幾らかとただしたのに対し、「基本は上下の五、四〇〇平方メートルで、これが全て上に移動するので上の段でも五、四〇〇平方メートルの調査面積が必要となる。市道の拡幅部分についても一、〇六〇平方メートルで上下にまたがっても合計六、四六〇平方メートルの調査は必要となる。但し、上段に全て移動した場合には、上段の遺構の残存率が二〇パーセントと考えているのでその分で作業量がかなり減少し、調査費用は五千七百二十万円少々といった算出がされた」との答弁がありました。

委員から、庁舎配置は以前の建物の建築時に破壊されている可能性高く残存率も二〇パーセント程度の上段に建てて、縄文や弥生時代のものが試掘された下段は覆土して保存し、駐車場や賑わい広場として利用し、市民にそのことを周知して歴史ロマンを感じてもらえばよいとの意見がありました。

その後、意見調整ため、暫時休憩となりました。

その後、再開し、議第三十四号 平成二十九年年度一般会計補正予算（第一号）の新庁舎建設事業費に対し、平岡清司委員から修正案が提出されました。修正内容は、新庁舎建設事業費の埋蔵文化財本発掘調査委託料一億一千七百四十一万円を六千万円に減額修正するとともに、その財源を減額修正するもので、当該業務委託について、六月二十日の新庁舎建設特別委員会において、新庁舎の位置を北側に建設することにより、調査費が削減できるという説明を受けた。今後、新庁舎の配置を検討願えるということから、埋蔵文化財本発掘調査の委託料について、修正案を提出するものであるとの提案理由の説明がありました。修正案に対する質疑はなく、また原案及び修正案に対する討論もありませんでした。採決をした結果、修正可決すべきものと決定しその後、修正部分を除いた原案について採決をした結果、その他の部分については、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十三日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

意見調整のため暫時休憩します。

午前十時三十分休憩に入る

午後四時二十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

お諮りします。本日の会議はこの辺に留め、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回二十七日、午後一時に再開し、議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時二十八分延会

